

令和7年12月1日

お客様各位

甲府市宝1-21-29  
山梨トヨタ自動車株式会社  
担当窓口 電話 055-222-1722  
甲府市国母5-6-17  
ネットトヨタ山梨株式会社  
経理課 電話 055-244-3158

## 会社合併に伴う所有権解除書類について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、山梨トヨタ自動車株式会社とネットトヨタ山梨株式会社の両社は合併することとなり、令和8年1月1日より、『山梨トヨタ自動車株式会社』として運営してまいります。

つきましては、年内に発行いたします所有権解除書類は、年明けより有効期限内であっても陸運支局で使用できなくなります。

したがって、印鑑証明書の有効期限が令和7年12月26日を超えるものについては、有効期限を年内最終営業日令和7年12月26日に設定させていただきます。

有効期限内に移転登録手続きを完了いただきますようお願い申し上げます。

また、会社合併に伴う登記手続きについては、2週間程度要しますので、年明け営業開始日令和8年1月7日より2週間程度は所有権解除書類の発行ができません。

合併登記完了後は、別途下記書類も必要となり、手続きが大変煩雑になりますので、なるべく早めにご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### ※令和8年1月1日以降に必要となる書類

- ・閉鎖事項全部証明書（ネットトヨタ山梨株式会社）
- ・履歴事項全部証明書（山梨トヨタ自動車株式会社）
- ・印鑑証明書（山梨トヨタ自動車株式会社）
- ・譲渡証明書、委任状（山梨トヨタ自動車株式会社）